


# 適正な保険の取扱いについて



伝統的な東洋療法である鍼灸・マッサージ施術は、副作用も少なく、対象疾患・症状については健康保険を用いて提供することが府民の皆さまの健康回復と増進に寄与できると考えて、私たちは推進してまいりました。

また、健康保険財源を適切に使用していかなければならないという観点から、不正撲滅・適正化に向けての自主的な取組みを行い、当会からの不正請求は皆無です。

今後も、患者さまの利便性の確保と不正防止対策を両立し、必要な施術を必要な患者さまに提供できるよう、取組んでまいります。

 大阪府知事認可 大阪府東洋療法協同組合  
理事長 伊藤久夫

## ■健康保険の対象疾患・症状

### ●鍼灸の保険対象疾患

(慢性の疼痛が主となるもの)  
神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他

### ●マッサージの保険対象症状

(病名ではなく症状)  
筋麻痺、関節拘縮、その他

## ■当会の不正撲滅・適正化 に向けての主な取組み

- ①適正な保険取扱いのための説明会の実施
- ②会員の保険請求に対して内部審査会や指導会の実施
- ③行政や保険者との適正な取扱いのための意見交換
- ④良質な施術を提供するための研修会